

～重粒子線治療費の支援のご案内～

神奈川県では、県立がんセンターの重粒子線治療について、県民の患者さんを対象に、公的医療保険が適用されない治療費の支援を行っています。

1 支援の内容

(1) 治療費助成制度

県立がんセンターの重粒子線治療のうち公的医療保険が適用されない治療費の一部を助成します。(上限35万円)
 対象者：患者さんご本人(治療費支払時に1年以上県内に在住・住民票のある方)
 申請期間：治療費の支払日から起算して6か月以内

(2) 利子補給制度

県立がんセンターの重粒子線治療を受ける際に、公的医療保険が適用されない治療費を専用ローンから借り入れた場合の利子を補てんします。(※対象融資額の上限315万円)
 対象者：患者さんご本人(治療決定時に1年以上県内に在住・住民票のある方)
 上記の患者さんの同一世帯の方または親族
 補給額：重粒子線治療費の専用ローンの借入利子(借入利率6%以内・返済期間7年以内)

2 治療費支援の対象とならない場合

※以下の場合は、本制度の助成対象になりませんので、ご注意ください。

- 神奈川県立がんセンター以外での重粒子線治療
- 公的医療保険の適用を受ける重粒子線治療
- 重粒子線治療費を対象とした先進医療特約付きの保険契約または共済契約を締結し、治療費全額の給付を受ける方は対象外となります。

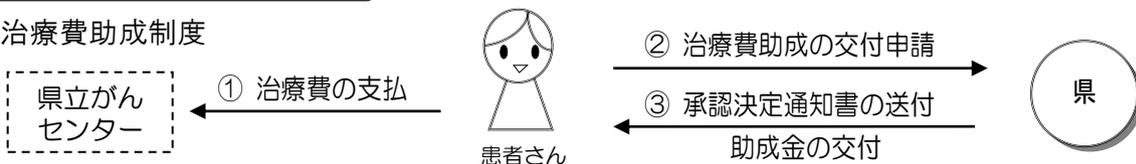
(※先進医療特約保険等の給付額が350万円未満の場合は、重粒子線治療の治療費(350万円)との差額分と上限額35万円のいずれか低い方が助成額となります。)

※先進医療特約の給付金には、先進医療給付金のほか、先進医療一時金等も含まれます。)

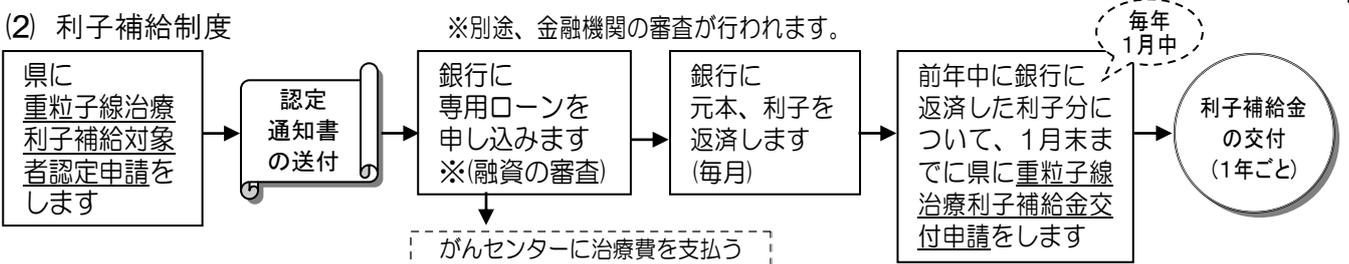
注意!

3 手続きの流れ

(1) 治療費助成制度



(2) 利子補給制度



4 専用ローンの取扱金融機関

横浜銀行 ローンデスク

電話：0120-458-018 (フリーダイヤル)
 電話受付時間：銀行窓口営業日の午前9時～午後5時

スルガ銀行 最寄りの支店
 またはアクセスセンター

(アクセスセンター)
 電話：0120-207-702 (フリーダイヤル)
 電話受付時間：銀行窓口営業日の午前9時～午後5時

*制度や手続き、申請書の書き方等をお知りになりたいときは、どうぞ県立病院課までお問合せください

詳しい内容は 県ウェブサイトへ [神奈川県 重粒子 支援 検索](#)

【お問合せ先・申請先】神奈川県 健康医療局 保健医療部 県立病院課 病院機構グループ
 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁西庁舎3階
 電話：045-210-1111 (内線5049) ファクシミリ：045-285-9002